

防災、子育て等を切り口とした自治会加入促進事業に係る冊子企画・作成等業務委託 募集要項

西京区の自治会活動や地域の魅力を発信し、自治会への加入促進及び地域コミュニティの活性化支援等を行う自治会加入促進事業に係る冊子企画・作成等業務の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり企画提案を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

防災、子育て等を切り口とした自治会加入促進事業に係る冊子企画・作成等業務委託

(2) 業務の内容

別紙委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 委託金額の上限

金200,000円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 応募資格

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者であること及び入札参加停止期間中でないこと。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること。
- (3) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

3 提案方法

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
参加希望申出書【第1号様式】	4部	原本1部、副本3部
企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等） 【任意様式】	4部	業務体制、従事者の経歴等を記載すること。
業務実績調書【第2号様式】	4部	本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載すること。（最大5件まで。）

企画提案書【任意様式】	4 部	・冊子のデザイン案（ページサンプルやラフデザイン可）を1つ以上提案すること。 ・取組体制や実施スケジュールを記載すること。
見積書【第3号様式】	4 部	原本1部、副本3部

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、アに掲げる書類に加えて、次の書類をすべて提出すること。

資料名	部数	備考
登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本） ※個人事業主の場合は確定申告書の写し	1 部	証明書は申込前3箇月以内に発行されたもの。
印鑑登録証明書	1 部	
納税証明書（法人市民税又は所得税と消費税及び地方消費税、固定資産税） ※直近2年分	各1部	未納がないことの証明書。
水道料金・下水道使用料納付証明書 ※本市に事業所がある場合に限り提出すること	1 部	京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーで発行可能。（問合せ先：京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナー TEL075-672-7770）
京都市暴力団排除条例に係る誓約書【第4号様式】	1 部	

※上記の書類の証明書はすべて原本を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年9月29日（火）【必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、提出期限内に必着とする。なお、郵送の場合は必ず電話で到達を確認すること。

※持参の場合、区役所開庁日（土日、祝日）は受理できない。

（開庁時間：午前9時～午後5時）

(4) 提出先

西京区役所 地域力推進室 まちづくり担当（担当：鈴木、小林）

〒615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1

電 話：075-381-7197／FAX：075-391-0583

メール：nishikyo-machi@city.kyoto.lg.jp

(5) 注意事項

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出期限以降における書類の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- エ 次のいずれかに該当する場合は無効とすることがある。
 - (ア) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合
 - (イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となる。
- カ 提出された企画提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを請求者に公開する。ただし、京都市情報公開条例第7条の規定に基づく非公開情報に該当する場合を除く。

4 募集内容等に係る質問

(1) 受付期限

令和8年9月16日（水）午後5時

(2) 質問方法

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「2 応募資格」を満たしているものとし、書面（様式自由）により、電子メール又はFAXで提出すること（宛先は、3(4)参照）。なお、提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

(3) 回答方法

令和8年9月18日（金）までに、西京区役所ホームページにおいて公開する。

5 評価項目、審査基準及び配点

評価項目	審査基準	配点
業務への理解度	業務内容を十分に理解し、的確な提案がなされているか。	15点
企画提案の内容	【取組意欲・積極性】10点 積極性があり、前向きな提案がなされているか。 【独自性・創意工夫】10点 仕様書に記載されていない独自の提案や、独創的な工夫がなされているか。 【具体性】30点 ○自治会・町内会の魅力の発信や、自発的な加入促進につながる提案内容となっているか。 ○重点的なターゲットである子育て世代の自治会・町内会に対する認識を的確に把握し、ターゲットに対して効果的に訴求する提案内容となっているか。 ○本区の自治会・町内会の現状に関する知識を十分備えていると認められるか。	60点

	【実現可能性】 10点 提案の取組内容、規模等は適正か。	
業務実績	同種の業務実績があるか。	10点
事業実施体制	○実施スケジュールや計画が、実現可能な内容となっているか。 ○事業実施に必要なスタッフ体制が確保されているか。	10点
見積金額	5点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）	5点
合計		100点

6 受託候補者の選定

(1) 審査委員会

審査は、事業者の選定のために組織する審査委員会が行う。

審査委員会は、西京区役所地域力推進室総務・防災課長、まちづくり推進課長、広聴・地域コミュニティ活性化係長の計3名で構成する。

(2) 選定方法

提出書類に基づき審査及び順位を定め、順位の最も高い1者を受託候補者として選定する。採点は、「5 評価項目、審査基準及び配点」に掲げる項目ごとに行い、合計点数が60点以上でなければならないほか、合計得点が同点の場合は、企画提案内容に係る点数が最も高い者を受託候補者に選定する。

また、参加者が1者のみであってもプロポーザルは成立することとし、審査・選定を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、審査後、全ての応募者に対し書面により通知するとともに、西京区役所ホームページにおいて公表する。なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

7 受託候補者との協議と契約締結

本市が提示する仕様書及び受託候補者の企画提案書等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

合意に達しない場合は、受託候補者に次いで順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。

8 受託候補者選定スケジュール

募集期間	令和8年9月14日（月）～29日（火）
質問受付期限	令和8年9月16日（水）
質問に対する回答期限	令和8年9月18日（金）
提案書類提出期限	令和8年9月29日（火）
審査結果の通知	令和8年10月上旬
委託契約の締結	審査結果通知後速やかに実施